

入札説明書

令和5年札幌市告示第2771号に基づく入札については、札幌市契約規則、札幌市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和5年6月15日

2 契約担当部局

〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目STV北2条ビル

札幌市教育委員会 学校教育部 教職員課 労務係 電話 011-211-3853

3 入札に付する事項

(1) 特定役務の名称

札幌市立学校勤務時間管理システムサービス等の提供業務

(2) 調達案件の仕様等 「調達仕様書」(添付1)による。

(3) 履行期間 契約を締結した日から令和11年3月31日まで

(4) 履行場所 本入札説明書に添付する調達仕様書により別途指定する場所

(5) 入札方法

予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした者のうち、価格その他の条件が最も優れた内容で申し込みをした者を落札者とする総合評価一般競争入札により行うため、入札書及び提案書を提出すること。

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和4年度～令和7年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、業種が「役務(一般サービス業)」の「情報サービス、研究・調査企画サービス業」に登録されている者であること。

なお、上記名簿に登録されていない者でこの入札に参加しようとするものは、下記4(3)の入札書の受領期限日の前日から起算して10日前の日までに、次のとおり申請する必要がある。

ア 申請先 札幌市財政局管財部契約管理課(札幌市中央区北1条西2丁目)

電話 011-211-2152

イ 申請に必要な書類の入手方法 上記アの場所で交付するほか、下記URL

のホームページからダウンロードできる。

http://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/9_wto.html

(3) 他の自治体において出退勤管理システムなどの勤怠管理システムの導入実績を有する者。

(4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が

著しく不健全な者でないこと。

- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
上記2に同じ。
- (2) 仕様書に関する問い合わせ先
〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目 STV 北2条ビル4階
札幌市教育委員会 学校教育部 教職員課 労務係 電話 011-211-3853
メールアドレス kyoshokuin@city.sapporo.jp
調達仕様書に関する質問は、令和5年7月12日（水）17時00分までに、「質問書」（添付3）に簡潔にまとめ、書面、CD-ROM等の媒体又は電子メールにより提出すること。また、問い合わせ時は質問箇所を明示し、質問の意図を明確にすること。
- (3) 入札書等の受領期限
令和5年7月26日（水）16時00分（送付の場合は必着のこと。）
- (4) 入札書等の提出方法
 - ア 入札書は別紙1「入札書」にて作成し、直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和5年8月8日（火）10時00分開札〔札幌市立学校勤務時間管理システムサービス等の提供業務〕の入札書在中」の旨を記載し、上記2宛に入札書の受領期限までに提出しなければならない。
 - イ 送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和5年8月8日（火）10時00分開札〔札幌市立学校勤務時間管理システムサービス等の提供業務〕の入札書在中」の旨を記載し、上記2宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
 - ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (5) 入札の無効
 - ア 本入札説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。
 - イ 札幌市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第6条第3項の規定により入札書を受領した場合で、同条第1項の資格審査が開札日時までに終了しないとき又は参加資格を有すると認められないときは、当該入札書は無効とする。
- (6) 入札の延期等
次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。
 - ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
 - イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
 - ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき
- (7) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時まで委任状を提出しなければならない。

※（委任状 別紙2参照）

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札の日時及び場所 令和5年8月8日（火）10時00分

札幌市教育委員会入札室（札幌市中央区北2条西2丁目STV北2条ビル3階）

(9) 開札

ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

6 提案書等に関する事項

本件は総合評価一般競争入札を採用するため、総合評価基準書、調達仕様書等に基づき入札者から提案を求める。

(1) 提案書の提出場所

上記2に同じ。

(2) 提案書の提出期限

上記5の(3)に同じ。

(3) 提案書の提出方法

「提案書作成要領」（添付2）によるものとする。一度、提出した提案書等については、原則、修正及び差し替え等は認めない。

(4) 提案書の記載内容・要領については、「提案書作成要領」によるものとする。

(5) 提案書等の作成及び提出に要する費用

すべて入札者の負担とする。

(6) 提案書等の権利関係

入札の際に提出される書類に含まれる著作物の著作権は入札者に帰属するが、提案書等は一切返却しない。ただし、本業務において公表が必要と認められる場合は、提案書の全部または一部を使用できるものとする。

なお、提案書等の記述が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、入札者が負うこととする。

7 プレゼンテーション及び機能デモンストレーション、ヒアリングの実施（以下「プレゼン等」という。）

提出された提案書の内容について、実現性や実際のシステム操作等を確認するため、以

下のとおりプレゼン等を実施する。

(1) 実施日・実施場所

令和5年7月31日(月)、8月1日(火)、8月2日(水)のいずれかの日を予定
札幌市中央区北2条西2丁目STV北2条ビル

※ 詳細については、別途連絡する。

※ 原則は対面でのプレゼン等の実施としている。しかし、コロナウイルス感染症の
拡大状況によっては実施方法の変更をする場合があり、詳細は別途連絡する。

(2) 出席者・時間

プレゼン等の出席者は5人以内とする。

所要時間は1者あたり80分程度(PC準備及びプレゼンテーション30分、デモン
ストレーション30分、質疑応答20分程度)を予定している。

(3) プレゼン等での説明

ア 説明資料

企画提案書を基本とする。ただし、画面イメージ図及び画面イメージに対する簡単
な説明については、必要に応じて追加提出を可能とするが、補助資料として扱うため、
評価対象とはしない。

イ 説明内容

企画提案書に沿ったシステムの概要や、機能一覧に沿った機能の汎用性のほか、機
能一覧に記載していないが、**本業務**に有用である提案したい機能等を説明すること。
なお、本市から説明を求める場合があるほか、デモンストレーションでは事例に沿っ
た操作を求める場合がある。

(3) プレゼン等で使用する機器類

デモンストレーションで使用する機器類(説明用PC、デモ環境(操作体験用)PC
等)及びネットワーク環境は、入札参加者が用意すること。

プロジェクター及び投影用スクリーンは札幌市で用意することが可能であり、実施日
の連絡時に合わせて確認をする。

8 落札者の決定方法に関する事項

落札者の決定に当たっては、プレゼン等の内容を踏まえたうえで「総合評価基準書」
(別記)に基づき提案内容を公平かつ客観的に評価し、本件にとって最適な者を選定するた
め、提案内容の評価に入札価格等の評価を加算する総合評価方式を採用し、予定価格の制
限の範囲内において、入札があった者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。

(1) 提案内容の評価 「総合評価基準書」(別記)に基づき提案内容を評価し、「技術評価
点」を付与する。なお、技術評価点の採点は、総合評価委員会において、入札者から提
出された提案書及びプレゼン等を通じて公正に審査し、行うものとする。

(2) 入札価格の評価 入札価格等については、「総合評価基準書」(別記)に基づき、入札
価格に対する点数(以下「価格評価点」という。)を付与する。

(3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法 (1)及び(2)で評価した、「技術評価点」及び
「価格評価点」の合計である総合評価点の最も高い者を落札者とする。(予定価格の制
限の範囲内において、入札があったことが前提となる。また、「総合評価基準書」(別
記)に定める内容をすべて満たしていることが前提となる。)

(4) 総合評価点の最も高い者が2者以上ある場合(同点の場合)は、当該入札者がくじを
引き、落札者を決定するものとする。

(5) 総合評価点の最も高い者を落札者とするのが、公正な取引の秩序を乱すおそれがあ
り、著しく不相当と認められる場合の対応 その者から事情を聴取のうえ、合理的な理

由がないと認められるときは、その者を落札者とせず、次点のものを落札者とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(4) 入札者に要求される事項

入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書(案)等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることにはできない。

(5) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

ウ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(6) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(7) 契約条項

別紙3「契約書(案)」のとおり。なお、落札者が提出した提案書等にあつては、その内容を契約の特記仕様書として契約条項に加え約定する。

(8) 上記4(2)の後段に基づき、参加資格申請をし、その結果、参加資格がないと認められた場合には、その事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に、その事由についての説明を書面により求めることができる。

(9) 本調達は、政府調達に関する協定の適用を受けるため、調達手続き等に関し、政府調達に関する協定に反していると判断する場合は、その事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に、書面にて札幌市入札・契約等審議委員会へ苦情を申し立てることができる。

(10) (9)による苦情の申し立てがなされた場合、札幌市入札・契約等審議委員会の提案等

により、落札の取消し、契約締結又は契約執行の停止等があり得る。
(11) 本調達については、本調達に係る予算の成立を条件とする。

以上